

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤穂市は児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県赤穂市長

## 公表日

令和6年8月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当の支給を行う事務である。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一項番56の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>児童手当法第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。)又は第2項の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。)の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li><li>児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li><li>児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の未払の児童手当又は特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li><li>児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li></ol> <p>上記1～4の事務に関する届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受付し、電子申請のあったものはマイナポータルのお知らせ機能を用いて受領の連絡をし、申請管理システムによって児童手当システムへ取り込む。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務</li><li>児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li></ol>
③システムの名称	児童手当システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、電子申請システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、ガバメントクラウド
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番56
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 26、87の各号 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二主務省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第19条、第44条の各条</li><li>情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 74、75の各号 (2) 番号法別表第二主務省令 第40条、第40条の2の各条</li></ol>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 総務部 行政課 TEL (0791)43-6850
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL 0791-43-6808

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
<b>2. 取扱者数</b>		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
<b>3. 重大事故</b>		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	I-1 ②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当の支給を行う事務である。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一項番56の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当の支給を行う事務である。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一項番56の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 なお、本事務には、マイナポータルのお知らせ機能による通知及び電子申請システムによる申請を含む。	事前	
平成29年7月10日	I-1 ③システムの名称	児童手当システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	児童手当システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、電子申請システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年7月10日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年10月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年7月10日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年10月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第7号 別表第二 74、75の各項 2. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第7号 別表第二 26、30、87の各項	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 26、87の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二主務省令 (平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第19条、第44条の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 74、75の各項 (2) 番号法別表第二主務省令 第40条、第40条の2の各条	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て健康課長 山野 良樹	子育て健康課長	事後	
平成30年7月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	—	新規追加	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①健康福祉部 子育て健康課 ②子育て健康課長	①健康福祉部 子育て支援課 ②子育て支援課長	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	赤穂市役所 健康福祉部 子育て健康課	赤穂市役所 健康福祉部 子育て支援課	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 26、87の各項 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 74、75の各項	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 26、87の各項 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 74、75の各項	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれによる変更
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	I ー1 ②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当の支給を行う事務である。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一項番56の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>なお、本事務には、マイナポータルのお知らせ機能による通知及び電子申請システムによる申請を含む。</p> <p>1～6 略</p>	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当の支給を行う事務である。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一項番56の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>1～4 略</p> <p>上記1～4の事務に関する届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受付し、電子申請のあったものはマイナポータルのお知らせ機能を用いて受領の連絡をし、申請管理システムによって児童手当システムへ取り込む。</p> <p>5～6 略</p>	事後	
令和5年3月24日	I ー1 ③システムの名称	児童手当システム, 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム), 中間サーバー, 電子申請システム, サービス検索・電子申請機能	児童手当システム, 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム), 中間サーバー, 電子申請システム, サービス検索・電子申請機能, 申請管理システム	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I ー1 ③システムの名称	児童手当システム, 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム), 中間サーバー, 電子申請システム, サービス検索・電子申請機能, 申請管理システム	児童手当システム, 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム), 中間サーバー, 電子申請システム, サービス検索・電子申請機能, 申請管理システム, ガバメントクラウド	事前	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	提供・移転しない	十分である	事前	